

危険物関連設備等性能評価委員会の設置に関する規程

平成 8 年 8 月 1 6 日 危保規程第 4 号

最終改正 平成 1 4 年 4 月 1 5 日 危保規程第 6 号

第 1 設置

危険物関連設備等の性能評価に係る業務規程（平成 8 年 8 月 1 6 日 危保規程第 3 号。以下「規程」という。）第 4 に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に危険物関連設備等性能評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 所掌事務

- 1 委員会は、協会の理事長（以下「理事長」という。）の委嘱に応じ、規程第 3（第 1 項を除く。）の評価に係る基準について、意見を添えて理事長に報告する。
- 2 委員会は、理事長の委嘱に応じ、危険物関連設備等について、規程第 3 に掲げる評価に関する審査を行い、その結果に意見を添えて理事長に報告する。

第 3 委員会の構成等

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。なお、委員会には、必要に応じ第 5 に定める特別委員及び特別専門委員が参画できるものとする。
- 2 委員長、副委員長及び委員は、危険物関連設備等について学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員長、副委員長及び委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員会を代表し、その会務を統括する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代理する。

第 4 専門委員会の設置等

- 1 委員会に、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、委員及び専門委員をもって構成する。なお、専門委員会には、必要に応じ第 5 に定める特別委員及び特別専門委員が参画できるものとする。
- 3 専門委員は、危険物関連設備等について学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、理事長が委嘱する。
- 4 専門委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 専門委員会には、委員長が指名する主査を置く。
- 6 主査は、専門委員会を統括する。
- 7 専門委員会は、委員長が指示する事項を処理し、その結果を委員長に報告する。

第 5 特別委員及び特別専門委員

- 1 特別委員は、評価に係る危険物関連設備等が特定の危険物施設に設置される場合、当該危険物施設の所在地を管轄する消防機関を代表する者とし、理事長が委嘱する。
- 2 特別委員の任期は、当該危険物関連設備等の審議が完了するまでとする。

- 3 特別専門委員は、危険物関連設備等の評価が特定の専門分野にわたる場合は、当該専門分野の知識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 4 特別専門委員の任期は、当該危険物関連設備等の特定の分野にわたる評価の審議が完了するまでとする。

第6 委員会及び専門委員会の運営

- 1 委員会及び専門委員会の審議は、書類によることを原則とし、必要に応じて申請者から当該審議に係る危険物関連設備等に関する説明を求め、実地調査等を行うことができる。
- 2 審議の円滑を図るため、必要に応じ委員会及び専門委員会による合同委員会を開催することができる。
- 3 委員長及び主査は、委員会又は専門委員会の審議にあたり、必要に応じて特別委員又は特別専門委員の出席を求めることができる。
- 4 委員会及び専門委員会の会議は、非公開とする。

第7 関係書類等の開示の制限

申請者の利益を保護するとともに、評価業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等、開示することが支障ないものを除き、当該評価の開示は行わない。

第8 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月15日から施行する。